

事監契第190318005号

技 企第190318001号

平成31年 3 月28日

改正 令和3. 2. 10 事監契第210204001号・技企第210204001号

改正 令和4. 3. 8 事監契第220307001号・技企第220307001号

改正 令和5. 3. 24 建企技第230324001号・建企契第230324001号

改正 令和6. 3. 28 建企技第240326006号・建企契第240326024号

本社内関係各長 殿

各地方機関の長 殿

理 事 長

(契印・公印省略)

#### 新請負工事成績評定要領の制定について（通達）

請負工事の成績評定については、「請負工事成績評定要領等の制定について」（平成17年10月31日付け鉄業契第25号・鉄計積第19号通達。以下「旧要領」という。）別紙1「請負工事成績評定要領」に基づき実施しているところであるが、今般、よりの確かつ公正に成績評定を実施するため、請負工事成績評定要領（別紙1。以下「新要領」という。）を定めたので、平成31年4月1日以降契約する工事から、新要領に基づき成績評定を実施されたい。

なお、役務及び契約後V E方式の対象工事におけるV E提案等の評定は、引き続き旧要領に基づき実施すること。

## 請負工事成績評定要領

## 1 目的

この要領は、平成31年4月1日以降契約する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関する事項を定め、的確かつ公正な評定の実施を図ることもって工事受注者の適正な指名・選定に資することを目的とする。

## 2 評定の対象

評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える工事で、かつ平成31年4月1日以降契約する工事とする。

## 3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第56条第1項に規定する監督員をいう。
- (2) 「補助監督員」とは、当該工事を担当する職員のうち、監督員から評定を指示された者をいう。
- (3) 「検査員」とは、契約事務規程第60条第2項又は契約事務規程第67条第3項に規定する検査員をいう。

## 4 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、補助監督員及び検査員とする。

## 5 評定方法

- (1) 評定は、工事毎に、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者各々が独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 評定の結果は、様式2の工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- (3) 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況（様式1）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

## 6 評定の時期

検査員は検査を実施したとき、監督員及び補助監督員は工事がしゅん功したとき、それぞれ評定を行うものとする。

## 7 評定表の提出

評定者がそれぞれ評定を行ったときは、しゅん功検査員又は出来形検査員は、評定表の評定点合計欄に点数を記入の上、遅滞なく、当該評定表を地方機関の長に提出するものとする。

## 8 評定の結果の通知

地方機関の長は、工事がしゅん功した場合において、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式3により通知するものとする。

## 9 評定の修正

- (1) 地方機関の長は、8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。
- (2) 地方機関の長は、(1)の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

## 10 説明請求等

- (1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知を行った地方機関の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
- (5) (1)及び(2)については、8又は9の通知において明らかにするものとする。

## 11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、成績評定評価委員会の審議を経て書面により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

様式1

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする  
総合評価技術提案項目は、対象外とする。

様式2 (甲)

工事成績評定表

年 月 日

工 事 名		
工 事 種 類		
契 約 金 額	当初 最終	当初 最終
契 約 工 期	当初	最終
しゅん功年月日		
出来形検査年月日	第 回	
しゅん功検査年月日		
受 注 者 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名		
監 督 員 氏 名		
補 助 監 督 員 氏 名		
出 来 形 検 査 員 氏 名		
しゅん功検査員氏名		
監 督 員 評 定 点		
補 助 監 督 員 評 定 点		
出 来 形 検 査 員 評 定 点		
しゅん功検査員評定点		
法 令 順 守 等		
総 合 評 価 技 術 提 案		
評 定 点 合 計		

## 様式2（乙）

### 工事成績評定表作成上の注意事項

- 1 工事成績評定表（以下「評定表」という。）は、契約1件ごとに、出来形検査又はしゅん功検査の都度評定表を作成すること。
- 2 工事種類は、しゅん功時における競争参加資格の工事種類を記載すること。
- 3 発注のときに複数の工事種類を競争参加資格として求めた場合は、競争参加資格として求めた全ての工事種類を記載すること。
- 4 受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体名を受注者名欄に記入すること。
- 5 工事がしゅん功した場合の評定点合計は、次の計算式により算定し、小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入すること。

#### (1) 出来形検査がない場合

$$\text{評定点合計} = (\text{監督員評定点} \times 0.2 + \text{補助監督員評定点} \times 0.4 + \text{しゅん功検査員評定点} \times 0.4) + \text{法令順守等 (減点)} + \text{総合評価技術提案 (減点)}$$

#### (2) 出来形検査がある場合

$$\text{評定点合計} = (\text{監督員評定点} \times 0.2 + \text{補助監督員評定点} \times 0.4 + \text{出来形検査における評定点合計の平均点} \times 0.2 + \text{しゅん功検査員評定点} \times 0.2) + \text{法令順守等 (減点)} + \text{総合評価技術提案 (減点)}$$

- 6 出来形検査における評定点合計は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位で記入すること。
- 7 一部しゅん功の評定点合計は、5において「法令順守（減点）」及び「総合評価技術提案（減点）」を行わずに算定するものとする。

最終しゅん功のときは、一部しゅん功及び最終しゅん功の評定点計を金額により加重平均したのち、法令順守等及び総合評価技術提案を減点した数値を評定点合計として記入すること。

評定点計は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位で記入すること。

〔例示〕 請負金額1千万円の工事において、2百万円と8百万円に工事を分割し、それぞれ評定点が79.6点と70.4点であった場合の計算式

$$\begin{aligned} \text{加重平均値} &= 79.6 \text{点} \times \frac{200}{1000} + 70.4 \text{点} \times \frac{800}{1000} \\ &= 72 \text{点} \end{aligned}$$

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書 (修正※)

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領【第9項※】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの書面の日付から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 工事名

2 工事種類

3 工期 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

4 しゅん功検査年月日 〇年〇月〇日

5 評定点 〇〇点 (ただし、VE評定点〇点を含む。)

項目別評定点は別表のとおり

【5 修正評定点※ 〇〇点 [評定点が修正された場合のみ]】

6 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長宛て

7 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社〇〇部契約課

Tel.〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

(注) 1 VE評定点がない場合は、下線部を削る。

2 ※評定点に修正があった場合に記載する。

## 別表

## 項目別評定点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 点
	II. 配置技術者	／ 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 点
	II. 工程管理	／ 点
	III. 安全対策	／ 点
	IV. 対外関係	／ 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 点
	II. 品 質	／ 点
	III. 出来ばえ	／ 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	
評定点合計		／ 点

\* 項目別評定点の合計は小数点の四捨五入の関係で評定点と合わない場合があります。

様式 4

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇支社に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上でを行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答

3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長宛て

4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社〇〇部契約課

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

様式5

記号番号  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答  
します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答